

魚津市告示第159号

魚津市重層的支援体制整備事業移行準備事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市重層的支援体制整備事業移行準備事業実施要綱

(目的)

第 1 条 複雑化・複合化した課題を抱える市内の個人及び世帯（以下「支援対象者等」という。）に対する適切な支援を図るため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 4 に規定する重層的支援体制整備事業の円滑な移行を推進するための準備事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、魚津市とする。

(事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 庁内の関係課及び支援関係機関（法第 4 条第 3 項に規定する支援関係機関をいう。以下同じ。）との連携体制の構築に関すること。
- (2) 重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画の策定に関すること。
- (3) 支援対象者等に対して行う法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事業（以下「多機関協働事業」という。）に関すること。
- (4) 次に掲げる事業の実施方法又は推進強化の方策の検討に関すること。

ア 包括的相談支援事業

イ 参加支援事業

ウ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

エ 地域づくり事業

- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な事項

(庁内連携会議の設置)

第 4 条 次の各号に掲げる事項について情報共有及び協議を行うため、魚津

市重層的支援体制整備事業庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）を設置する。

- （１） 重層的支援体制整備事業への移行に向けた課題及びその解決策並びに具体的な取組内容に関する事項
 - （２） 重層的支援体制整備事業を一体的に実施するための方策及び部局横断的な連携体制に関する事項
 - （３） 重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画の策定に関する事項
 - （４） 前３号に掲げるもののほか、重層的支援体制整備事業への移行に必要な事項
- （庁内連携会議の組織等）

第５条 庁内連携会議は、別表第１に掲げる職にある者をもって組織し、座長は、民生部長をもって充てる。

- ２ 庁内連携会議は、必要に応じて座長が招集し、会務を総理する。
 - ３ 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する別表第１の職員がその職務を代理する。
 - ４ 座長は、必要があるときは、庁内連携会議に支援関係機関の出席を求めるものとする。
 - ５ 庁内連携会議の庶務は、社会福祉課において処理する。
- （連絡会議の設置）

第６条 第３条各号に掲げる事項の具体的な方策を検討するため魚津市重層的支援体制整備事業移行準備連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（連絡会議の組織等）

第７条 連絡会議は、社会福祉課長並びに別表第２に掲げる課の課長代理及び係長の職にあるものをもって組織する。

- ２ 連絡会議は、必要に応じて社会福祉課長が招集する。
- ３ 社会福祉課長は、必要があるときは、連絡会議に關係課の職員の出席を求めるものとする。
- ４ 社会福祉課長は、必要があるときは、連絡会議に支援関係機関の出席を求めるものとする。

（多機関協働事業の実施）

第８条 市は、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、多機関協働事業を実施する。

- ２ 多機関協働事業は、一つの支援関係機関では対応が困難な支援対象者等を支援するため、市が支援関係機関の抱える課題を把握し、支援関係機関の役割分担及び支援の方向性の整理その他事例全体の調整を行うものとする。

る。

3 多機関協働事業は、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 相談受付

(2) アセスメント

(3) 支援プラン（法第106条の4第2項第6号の計画をいう。以下同じ。）の作成

(4) 支援の実施

(5) 終結

（重層的支援会議の設置）

第9条 前条の事業を適切かつ円滑に実施するため、重層的支援会議を設置する。

（重層的支援会議の所掌事務）

第10条 重層的支援会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 支援プランの適切性に関すること。

(2) 支援プランの評価に関すること。

(3) 社会資源の充足状況の把握と開発に関すること。

（重層的支援会議の組織等）

第11条 重層的支援会議は、社会福祉課長及び別表第2に掲げる課の職員をもって組織するものとし、社会福祉課長が、別表第2に掲げる課のうちから必要と認める課の職員を必要に応じて招集する。

2 議長は、社会福祉課長をもって充てる。

3 議長は、事案に応じて、支援関係機関の出席を求めて意見を聴き、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

4 重層的支援会議において、個人情報共有するときは、本人に同意を得るものとする。

5 重層的支援会議は、非公開とする。

6 重層的支援会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

（守秘義務）

第12条 この事業の関係者は、事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（実施上の留意事項）

第13条 この事業の実施に当たっては、魚津市地域福祉計画と整合性を保つものとし、支援対象者等の尊厳の保持に最大限配慮しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

職名
民生部長
市民課長
こども課長
社会福祉課長
生活環境課長
健康センター所長
地域協働課長
税務課長
商工観光課長
都市計画課長
農林水産課長
上下水道課長
教育総務課長

別表第 2（第 7 条、第 11 条関係）

課名
市民課
こども課
社会福祉課
生活環境課
健康センター
地域協働課
税務課
商工観光課
都市計画課
農林水産課
上下水道課
教育総務課